○桑名市建築基準法施行細則

平成17年３月30日
規則第28号
改正　平成17年６月１日規則第37号
平成18年12月12日規則第76号
平成19年３月29日規則第19号
平成19年９月26日規則第39号
平成20年３月18日規則第10号
平成23年３月25日規則第15号
平成24年２月22日規則第５号
平成27年５月26日規則第39号
平成28年５月27日規則第47号
平成30年１月29日規則第５号
平成30年３月６日規則第９号
平成30年10月２日規則第48号
令和元年９月２日規則第13号
令和３年３月26日規則第20号
令和３年10月５日規則第49号
令和４年９月30日規則第45号
令和５年３月23日規則第16号
令和６年３月21日規則第８号
令和７年３月31日規則第26号
注　令和６年３月から改正経過を注記した。

目次

第１章　総則（第１条―第10条）
第２章　報告（第11条―第15条）
第３章　防火、設備、構造（第16条―第18条）
第４章　道路（第19条―第21条）
第５章　許可及び認定等（第22条―第32条）
第６章　地区計画（第33条）
第７章　雑則（第34条・第35条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、三重県建築基準条例（昭和46年三重県条例第35号）、桑名市長島町厚生地区建築条例（平成23年桑名市条例第32号）及び桑名市商業業務誘導地区建築条例（平成29年桑名市条例第78号）の施行並びに桑名市建築開発関係手数料条例（平成30年桑名市条例第60号）第４条第２項の規定による手数料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

（確認申請書等に添付する図書）

第２条　省令第１条の３第１項表２の危険物の数量表及び工場・事業調書は、工場・事業・危険物調書（様式第１号）とし、同表の既存不適格調書は、既存不適格調書（様式第２号）とする。

２　浄化槽を設置する場合においては、法第６条第１項又は法第６条の２第１項（これらの規定を法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）に浄化槽調書（様式第３号）を４部添えなければならない。

３　高さが２メートルを超えるがけに近接する場所を敷地とする建築物を建築する場合においては、確認申請書に、がけの形状を示す断面図のほか必要により土質並びにがけの上端及び下端から当該建築物までの水平距離を示す図書を添えなければならない。

４　桑名市長島町厚生地区建築条例の適用を受ける場合においては、確認申請書及び法第７条第１項

又は法第７条の２第１項（これらの規定を法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請書（以下「完了検査申請書」という。）に、桑名市長島町厚生地区建築条例適合調書（様式第２号の２）を添えなければならない。

５　桑名市商業業務誘導地区建築条例の適用を受ける場合においては、確認申請書及び完了検査申請書に、桑名市商業業務誘導地区建築条例適合調書（様式第２号の３）を添えなければならない。

６　前２項の規定の適用を受ける場合においては、建築主は、法第６条第４項若しくは法第６条の２第１項の規定による確認済証又は法第７条第５項若しくは法第７条の２第５項の規定による検査済証の交付を受けたとき（法第87条第１項において準用する場合にあっては工事の完了を届け出たとき）は、速やかに、当該調書の写しを特定行政庁に提出しなければならない。

（令７規則26・一部改正）

第３条　削除

（追加説明）

第４条　建築主、築造主、設置者（以下「建築主等」という。）は、省令第２条第５項に規定する法第６条第７項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付を受けた場合において、当該建築主等が、正当な理由を記載し、追加説明等を行う場合は、追加説明書（様式第４号）によるものとする。

（確認申請等の取下げ）

第５条　確認、許可、認定又は指定の申請をした者は、その処分があるまでに当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第５号）により届け出なければならない。

（工事の取りやめ）

第６条　確認、許可又は認定の処分を受けた者は、当該処分を受けた工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届（様式第６号）により届け出なければならない。ただし、次項に規定する報告があった場合においては、この限りでない。

２　指定確認検査機関は、確認又は認定の処分をした後に、建築主等が当該工事を取りやめたことを知ったときは、工事取りやめ報告書（様式第７号）により報告しなければならない。

（記載事項等の変更）

第７条　建築主等は、確認の処分を受けた工事が完了する前に、建築主等、代理者、工事監理者若しくは工事施工者に関する事項又はその他建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）が適当と認める事項の変更をしたときは、記載事項等変更届（様式第８号）により建築主事等に届け出なければならない。ただし、次項に規定する報告があった場合においては、この限りでない。

２　指定確認検査機関は、確認の処分をした建築物、工作物又は建築設備の工事が完了する前に、省令第３条の５第３項各号に定める書類の記載事項に変更があったことを知ったときは、報告事項変更報告書（様式第９号）に変更後の内容を記載した当該書類を添えて、市長に報告しなければならない。

３　第１項の記載事項等変更届及び前項の報告事項変更報告書には、記載事項の変更の内容が建築計画概要書及び築造計画概要書（以下「概要書」という。）に係るものである場合にあっては、当該変更した概要書を添えなければならない。

４　第１項及び第２項に規定する記載事項の変更に係る事項について、確認の処分を受けたときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

（令７規則26・一部改正）

（完了検査申請書に添付する書類）

第７条の２　省令第４条第１項第６号（省令第４条の４の２で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、これらの図書のうち既に建築主事等又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。

(1)　政令第114条第１項の適用を受ける建築物（界壁が法第６条の４第１項第２号に該当するものを除く。）　界壁の工程写真

(2)　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第６条第３項の建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、法第７条の３第１項第２号に規定する工程に相当する箇所について、品確法第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により検査が行われることを理由に、中間検査の適用除外となるもの　品確法第３条の２第１項に規

定する評価方法基準に適合することが確認できる検査報告書の写し
(3)　その他建築主事等が必要と認めて指示した図書
（令７規則26・一部改正）
（中間検査申請書に添付する書類）
第７条の３　省令第４条の８第１項第４号（省令第４条の11の２で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、中間検査の申請に関する工事監理報告書（様式第９号の２）のほか、法第６条第１項第３号に規定する建築物にあっては、次の各号に掲げる建築物の構造種別等の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。ただし、これらの図書のうち既に建築主事等又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。
(1)　木造　政令第３章第３節の規定に適合することの確認に必要な図書
(2)　鉄骨造　政令第３章第５節の規定に適合することの確認に必要な図書
(3)　鉄筋コンクリート造　政令第３章第６節の規定に適合することの確認に必要な図書
(4)　鉄骨鉄筋コンクリート造　政令第３章第６節の２の規定に適合することの確認に必要な図書
(5)　政令第80条の２の適用を受ける建築物の構造　同条の規定に適合することの確認に必要な図書
(6)　基礎の構造　政令第38条各項の規定に適合することの確認に必要な図書
(7)　その他建築主事等が必要と認めて指示した図書
（令７規則26・一部改正）
（指定確認検査機関からの報告）
第８条　指定確認検査機関が、確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針」という。）に基づき確認審査、完了検査又は中間検査を行った建築物について、後に増改築、敷地変更、用途変更等による違反が予見されるような設計又は施工状況等が認められる場合においては、当該設計又は施工状況等について、指針に基づき確認審査、完了検査又は中間検査を行ったことを証する書類の各様式の備考欄に記載し、当該記載内容が認められる図書を添えて市長に報告しなければならない。
（手数料の減免）
第９条　災害により、自らが居住する建築物が滅失し、又は損壊した場合において、その災害が発生した日から６月以内に被災者が自ら使用するためにこれを建築し、又は大規模な修繕をする場合においては、桑名市建築開発関係手数料条例第４条第２項の規定により、同条例別表第１に規定する申請手数料を２分の１の額に減額することができる。
２　前項の場合において、その災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたものであるときは、同項の規定にかかわらず同項に規定する申請手数料を免除することができる。
３　前２項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減免申請書（様式第10号）にり災証明書を添えて市長に提出しなければならない。
（公告の方法）
第１０条　省令第４条の17の規定による公告は、次の各号に掲げる事項を桑名市公告式条例（平成16年桑名市条例第２号）に規定する方法により行うものとする。
(1)　建築物の所在地及び規模
(2)　命令を受けた者の氏名又は名称及び代表者の氏名
(3)　前号の命令の内容
２　省令第10条の４の12（省令第10条の４の14において準用する場合を含む。）及び省令第10条の20（省令第10条の22、省令第10条の22の２又は省令第10条の22の３において準用する場合を含む。）の規定による公告は、桑名市公告式条例に規定する方法により行うものとする。
（令７規則26・一部改正）
第２章　報告
（建築物の定期報告）
第１１条　省令第５条第１項の規定による報告の時期は、別表第１（あ）欄の各項に掲げる用途に応じ、それぞれ同表（い）欄に掲げるとおりとする。
２　省令第５条第２項の規定に基づく、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282

号）第２の規定に基づき、法第12条第１項に規定する調査に関して規則で付加する必要な項目、方法及び結果の判定基準は、別表第２（あ）欄に掲げる項目に応じ、同表（い）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（う）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

３　前項の規定による項目の報告は、調査結果表（様式第11号）により行うものとする。ただし、当該報告を省令第５条第３項の調査結果表に明示したときはこの限りでない。

４　省令第５条第３項の報告書は、当該報告の日前３月以内に調査し、作成したものでなければならない。

５　省令第５条第４項の規則で定める書類は、省令第１条の３第１項表１の付近見取図（以下「付近見取図」という。）とする。

（令７規則26・一部改正）

（建築設備等の定期報告）

第１２条　省令第６条第１項の規定による報告の時期は、毎年、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。

(1)　政令第16条第３項第１号に掲げる昇降機　前回の報告をした日（前回の報告が、報告すべき期日までに行われなかった場合は、その期日）の属する月に応当する月（当該昇降機の設置後、初回の報告にあっては、当該昇降機の設置者が法第７条第５項又は法第７条の２第５項（これらの規定を法第87条の４において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日（検査済証の交付を受けない場合にあっては、その設置が完了した日）の属する月の翌年のこれに応当する月）の末日まで。

(2)　政令第16条第３項第２号に掲げる防火設備　６月１日から11月末日まで。

２　省令第６条第４項の規則で定める書類は、付近見取図とする。ただし、前項第１号に該当する場合は、この限りでない。

（工作物の定期報告）

第１３条　省令第６条の２の２第１項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年、当該工作物の設置者又は築造主が、法第７条第５項（法第87条の４又は法第88条第１項において準用する場合を含む。）又は第７条の２第５項（法第87条の４又は法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に応答する月の末日までとする。

（定期報告の保存期間）

第１４条　省令第６条の３第５項第２号の規定により市長が定める期間は、当該書類の受付の日から起算して10年間とする。

（令７規則26・一部改正）

（建築物の状況及び工事計画並びに施工状況の報告）

第１５条　市長、建築主事等又は建築監視員により、法第12条第５項の規定による建築物に関する事項について報告を求められた者は、建築基準法第12条第５項の規定による報告書（様式第12号）の正本及び副本に、市長、建築主事等又は建築監視員が必要と認めた図書を添えて行わなければならない。

（令７規則26・一部改正）

第３章　防火、設備、構造

（延焼防止上支障がないことの認定申請）

第１６条　政令第115条の２第１項第４号ただし書の規定による認定を受けようとする者は、延焼防止上支障がないことの認定申請書（様式第13号）の正本及び副本に、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　省令第１条の３第１項表１に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図

(2)　申請に係る建築物の縮尺並びに材料の種別及び寸法を表示した外壁及び軒裏の構造図

（令７規則26・一部改正）

（浄化槽）

第１７条　政令第32条第１項第１号の表に規定する市長が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、桑名市全域（下水道法（昭和33年法律第79号）第４条第１項の事業計画の区域を除く。）とする。

２　第２条第２項の浄化槽調書には、省令第１条の３第４項及び第５項に定めるもののほか、次の各

号に掲げる図書を添えなければならない。ただし、確認申請書の正本及び副本に添えるものにあっては、この限りでない。

(1)　付近見取図

(2)　対象建築物の各階平面図

（垂直積雪量）

第１８条　政令第86条第３項の規則で定める垂直積雪量の数値は、別表第３（あ）欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表（い）欄に掲げる数値以上とする。

（令７規則26・一部改正）

第４章　道路

（道路とみなす道）

第１９条　法第42条第２項の規定により道路とみなす道として市長が指定するものは、幅員４メートル未満1.8メートル以上の道とする。

（道路の位置の指定申請）

第２０条　法第42条第１項第５号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定（変更・廃止）申請書（様式第14号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、省令第９条で定めるもののほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。ただし、やむを得ないと認められる理由があるときは、第１号に掲げる図書を省略することができる。

(1)　申請に係る敷地の不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第１項の地図又は公図の写し（以下「地図又は公図の写し」という。）及び登記に関する全部事項証明書（以下「全部事項証明書」という。）

(2)　指定を受けようとする道路及び橋並びにこれらに付帯する擁壁又は排水施設などの構造図

(3)　土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の印鑑登録証明書

(4)　その他市長が必要と認めて指示した図書

３　法第42条第１項第５号の規定による指定を受けた道路の位置を変更し、又は廃止しようとする者は、道路位置指定（変更・廃止）申請書の正本及び副本に前項に掲げる図書のうち市長が指示するものを添えて提出しなければならない。

４　市長は、前項の規定による申請により道路の変更又は廃止をしたときは、申請者に通知するものとする。

（令７規則26・一部改正）

第２１条　削除

第５章　許可及び認定等

（許可申請に添付する図書）

第２２条　別表第４（あ）欄に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の４第１項又は第４項に規定する許可申請書の正本及び副本に、当該許可の区分に応じ、それぞれ同表（い）欄に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する図書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（令７規則26・一部改正）

（認定申請に添付する図書）

第２３条　別表第５（あ）欄に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の４の２第１項に規定する認定申請書の正本及び副本に、当該許可の区分に応じ、それぞれ同表（い）欄に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する図書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（令７規則26・一部改正）

（安全計画書及び工事計画書）

第２４条　省令第４条の16に規定する安全計画書並びに省令第11条の２に規定する安全計画書及び工事計画書は、安全計画書・工事計画書（様式第15号）とする。

２　前項に規定する計画書には、工事工程表を添えなければならない。

（令７規則26・一部改正）

（保存建築物の指定及び認定申請）

第２５条　法第３条第１項第３号の規定による建築物の指定を受けようとする者は、保存建築物指定申請書（様式第16号）の正本及び副本を、また同項第４号の規定による建築物の認定を受けようとする者は、保存建築物認定申請書（様式第17号）の正本及び副本を、市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請書には、省令第１条の３第１項表１（い）項及び（ろ）項に掲げる図書を添えなければならない。

３　市長は、前項に規定する図書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（令７規則26・一部改正）

（建築協定の認可申請等）

第２６条　法第70条第１項の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書（様式第18号）の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる理由があるときは、第３号に掲げる図書を省略することができる。

(1)　建築協定書

(2)　建築協定を締結しようとする理由書

(3)　申請に係る敷地の地図又は公図の写し及び全部事項証明書

(4)　法第69条に規定する土地の所有者等（法第77条の規定による建築物の借主を含む。以下「土地の所有者等」という。）の全員の住所及び氏名並びに建築協定に関する全員の合意を示す書類及び印鑑登録証明書

(5)　その他市長が必要と認めて指示した図書

２　法第74条第１項（法第76条の３第６項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする者は、建築協定（変更・廃止）認可申請書（様式第19号）の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　変更に係る建築協定書及び法第73条第１項の認可を受けた建築協定書（法第74条第２項又は法第76条の３第４項の規定により準用する場合のものを含む。）

(2)　建築協定の変更をしようとする理由書

(3)　土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定の変更に関する全員の合意を示す書類及び印鑑登録証明書

(4)　その他市長が必要と認めて指示した図書

３　法第76条第１項（法第76条の３第６項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする者は、建築協定（変更・廃止）認可申請書の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　法第73条第１項の認可を受けた建築協定書（法第74条第２項又は法第76条の３第４項の規定により準用する場合のものを含む。）

(2)　建築協定を廃止しようとする理由書

(3)　建築協定区域内の土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定の廃止に関する過半数の合意を示す書類及び当該合意をした者の印鑑登録証明書

(4)　その他市長が必要と認めて指示した図書

（令７規則26・一部改正）

（建築協定の設定の特則）

第２７条　法第76条の３第２項の認可を受けようとする者は、前条第１項の建築協定認可申請書の正本及び副本に同項に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

２　法第76条の３第４項において準用する法第73条第１項の認可を受けた者は、認可の日から起算して３年以内に当該建築協定区域内の土地に２以上の土地の所有者等が存することとなった場合においては、速やかにその旨を一人建築協定効力発生届（様式第20号）により市長に届け出なければならない。

（令７規則26・一部改正）

（借地権消滅等の届出）

第２８条　法第74条の２第３項の規定による届出をしようとする者は、借地権消滅等届（様式第21号）に当該土地の位置を明示した図書及び同条第１項又は第２項の規定に該当することを証する書類を

添えて市長に届け出なければならない。

（令７規則26・一部改正）

（建築協定の認可等の公告のあった日以後建築協定に加わる手続等）

第２９条　法第75条の２第１項の規定により建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届（様式第22号）に次に掲げる図書を添えて市長に届け出なければならない。ただし、やむを得ないと認められる理由があるときは、第２号に掲げる図書を省略することができる。

(1)　新たに加入する土地の位置を明示した図書

(2)　届出に係る敷地の地図又は公図の写し及び全部事項証明書

(3)　その他市長が必要と認めて指示した図書

２　法第75条の２第２項の規定により建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届に次に掲げる図書を添えて市長に届け出なければならない。ただし、やむを得ないと認められる理由があるときは、第２号に掲げる図書を省略することができる。

(1)　建築協定区域隣接地を明示した図書

(2)　届出に係る敷地の地図又は公図の写し及び全部事項証明書

(3)　建築協定区域隣接地内の土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定に加わる旨の合意を示す書類及び印鑑登録証明書

(4)　その他市長が必要と認めて指示した図書

（令７規則26・一部改正）

（一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定又は許可申請書）

第３０条　法第86条第１項若しくは第２項の規定による認定又は同条第３項、第４項若しくは法第86条の２第２項の規定による許可を受けようとする者は、省令第10条の16第１項で定める認定申請書又は同項若しくは同条第３項で定める許可申請書に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる理由があるときは、第１号に掲げる図書を省略することができる。

(1)　申請に係る敷地の地図又は公図の写し及び全部事項証明書

(2)　省令第10条の16第１項第３号又は同条第３項第２号の規定による同意を得た者の印鑑登録証明書

(3)　その他市長が必要と認めて指示した図書

２　法第86条の２第１項の規定による認定又は同条第３項の規定による許可を受けようとする者は、省令第10条の16第２項で定める認定申請書又は許可申請書に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる理由があるときは、第１号に掲げる図書を省略することができる。

(1)　申請に係る敷地の地図又は公図の写し及び全部事項証明書

(2)　その他市長が必要と認めて指示した図書

３　法第86条の５第１項の規定による認定又は許可の取消しを受けようとする者は、省令第10条の21第１項で定める認定取消申請書又は許可取消申請書に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる理由があるときは、第１号に掲げる図書を省略することができる。

(1)　申請に係る敷地の地図又は公図の写し及び全部事項証明書

(2)　省令第10条の21第１項第２号の規定による合意を得た者の印鑑登録証明書

(3)　その他市長が必要と認めて指示した図書

（令７規則26・一部改正）

（建築面積の敷地面積に対する割合の緩和）

第３１条　法第53条第３項第２号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　同一平面における交差若しくは接続又は屈曲により120度以下の角を構成する道路の内側に接する敷地で、その道路に接する部分の長さが当該敷地の外周の３分の１以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア　道路の幅員の和が12メートル以上であるもの

イ　敷地面積が200平方メートル以下であるもの

(2)　道路境界線相互の距離が35メートル以内の２つの道路に接する敷地で、その道路に接する部分の長さの和が当該敷地の外周の３分の１以上で、かつ、１つの道路に接する部分の長さが当該敷地の外周の８分の１以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア　道路の幅員の和が12メートル以上であるもの

イ　敷地面積が200平方メートル以下であるもの

２　敷地が公園、広場又は水面その他これらに類するもの（以下「公園等」という。）に接する場合又は敷地が接する道路の反対側に公園等がある場合には、当該公園等を道路とみなして前項の規定を適用する。

（建築物の後退距離の算定の特例）

第３２条　政令第130条の12第５号の規定により市長が定める建築物の部分は、法第44条第１項第４号の規定による許可を受けた渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するものとする。

第６章　地区計画

（予定道路の指定）

第３３条　法第68条の７第１項の規定による予定道路の指定を受けようとする者は、予定道路の指定申請書（様式第23号）の正本及び副本に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる理由があるときは、第２号及び第３号に掲げる図書を省略することができる。

(1)　付近見取図

(2)　申請に係る敷地の地図又は公図の写し

(3)　当該予定道路の敷地及び当該予定道路の指定により制限を受けることとなる土地の全部事項証明書及び権利関係一覧表（様式第24号）

(4)　政令第136条の２の８に規定する利害関係者の同意書（様式第25号）及び同意した者の印鑑登録証明書

(5)　指定を受けようとする道路及び橋並びにこれらに付随する擁壁又は排水施設等の平面図、縦断図、横断図及び標準断面図

(6)　地区計画又は再開発地区計画の内容を明示した図書

(7)　その他市長が必要と認めて指示した図書

（令７規則26・一部改正）

第７章　雑則

（国、都道府県又は建築主事を置く市町村に対する準用）

第３４条　国、都道府県若しくは建築主事を置く市町村の長又はこれらの委任を受けた者が、法第18条第２項の規定により行う計画の通知については、第１章及び第３章から前章までの規定を準用する。

（その他）

第３５条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年６月１日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年12月12日規則第76号）

この規則は、平成19年１月１日から施行する。

附　則（平成19年３月29日規則第19号）

この規則は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日から施行する。

附　則（平成19年９月26日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条第４項を削り、同条第５項を同条第４項とする改正規定は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月18日規則第10号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月25日規則第15号）

（施行期日）
1　この規則は、平成23年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の際現に改正前の桑名市建築基準法施行細則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の桑名市建築基準法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成24年２月22日規則第５号）

（施行期日）
1　この規則は、平成24年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の際現に改正前の桑名市建築基準法施行細則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の桑名市建築基準法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成27年５月26日規則第39号）

（施行期日）
1　この規則は、平成27年６月１日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の際現に改正前の桑名市建築基準法施行細則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の桑名市建築基準法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成28年５月27日規則第47号）

（施行期日）
1　この規則は、平成28年６月１日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の際現に改正前の桑名市建築基準法施行細則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の桑名市建築基準法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。
3　建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）附則第２条第４項の規定により読み替えられた建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第６条第１項の規定により定める時期は、平成28年６月１日から平成31年５月31日までとする。

附　則（平成30年１月29日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年３月６日規則第９号）

この規則は、桑名市商業業務誘導地区建築条例（平成29年桑名市条例第78号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)　第10条第２項、別表第３（１）の項及び同表（４）の項の改正規定　公布の日
(2)　別表第３（２）の項及び様式第11号の改正規定　平成30年４月１日

附　則（平成30年10月２日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年９月２日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月26日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第７条の次に２条を加える改正規定及び様式第９号の次に１様式を加える改正規定は、令和３年７月１日から施行する。

附　則（令和３年10月５日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年９月30日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月23日規則第16号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月21日規則第８号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月31日規則第26号）

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第11条の改正規定、第15条の改正規定（「様式第11号」を「様式第12号」に改める部分に限る。）、第16条、第18条、第20条第１項、第22条第１項、第23条第１項、第24条第１項、第25条第１項、第26条第１項及び第２項、第27条第２項、第28条、第29条第１項並びに第33条の改正規定、別表第４を別表第５とし、別表第３を別表第４とし、別表第２を別表第３とし、別表第１の次に１表を加える改正規定、様式第24号を様式第25号とし、様式第11号から様式第23号までを１様式ずつ繰り下げる改正規定並びに様式第10号の次に次の１様式を加える改正規定は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて調査された調査結果表については、なお従前の例による。

３　この規則の施行日前に旧建築基準法施行規則（昭和25年省令第40号）に規定する様式により作成したものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第１（第11条関係）

	（あ） 用途	（い） 報告時期
（１）	政令第16条第１項第１号及び第２号で定める建築物	平成29年を始期として隔年の６月１日から９月末日まで
（２）	政令第16条第１項第３号（ホテル、旅館に限る。）で定める建築物	平成30年を始期として隔年の６月１日から９月末日まで
（３）	政令第16条第１項第３号（ホテル、旅館を除く。）で定める建築物	平成29年を始期として隔年の６月１日から９月末日まで
（４）	政令第16条第１項第４号で定める建築物	

別表第２（第11条関係）

（令７規則26・追加）

	（あ）　調査項目	（い）　調査の方法	（う）　判定基準
建築物の内部	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下この表において同じ。）又は戸（政令第112条第19項第２号に掲げる戸に限る。以下この表において同じ。）	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下「常閉防火扉」という。）の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置及び照明器具、懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		常閉防火扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		常閉防火扉の扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能（政令第112条第19項第２号に規定する特定防火設備等に限る。）に支障があること。
		常閉防火扉の固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
		人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認すると	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第１第１号の

				ともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、３年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	規定に適合しないこと。
	居室の換気		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
			換気の妨げとなる物品の放置状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	特別避難階段		階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビーの排煙設備の作動状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
			照明の妨げとなる物品の放置状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

別表第３（第18条関係）

（令７規則26・旧別表第２繰下）

（あ）区域	（い）数値
多度町猪飼、多度町大鳥居、多度町小山、多度町香取、多度町上之郷、多度町北猪飼、多度町古野、多度町下野代、多度町多度、多度町力尾、多度町戸津、多度町中須、多度町東平賀、多度町肱江、多度町平古、多度町美鹿、多度町福永、多度町御衣野、多度町南之郷、多度町柚井、多度町多度一丁目、多度町多度二丁目	40cm
上記以外の区域	30cm

別表第４（第22条関係）

（令７規則26・旧別表第３繰下）

	（あ）　許可の区分	（い）　添付する図書
（１）	法第43条第２項第２号、法第44条第１項第２号若しくは第４号、法第47条ただし書、法第51条ただし書（法第87条第２項若しくは第３項又は法第88条第２項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第６項第３号、法第53条の２第１項第３号若しくは第４号（法第57条の５第３項において準用する場合を含む。）、法第59条第１項第３号若しくは第４項、法第60条の３第１項第３号、法第67条第３項第２	省令第１条の３第１項表１に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図

	号、第５項第２号若しくは第９項第２号、法第68条の３第４項、法第68条の５の３第２項又は法第68条の７第５項の規定による許可	
（２）	法第48条第１項から第14項までのただし書（法第87条第２項若しくは第３項又は法第88条第２項において準用する場合を含む。）の規定による許可	（１）　省令第１条の３第１項表１に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図 （２）　第２条第１項に規定する工場・事業・危険物調書 （３）　申請に係る建築物の敷地境界線から100m以内（建築物の用途又は規模等により、30mを下らない範囲で縮小することができる。）にある土地及び建物の所有権、地上権、永小作権又は賃借権を有する者の住所及び氏名を記載した書類
（３）	法第53条第４項又は第５項の規定による許可	（１）　省令第１条の３第１項表１に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図 （２）　壁面線の指定又は壁面の位置の制限の内容を示す図書
（４）	法第55条第３項若しくは第４項、法第56条の２第１項ただし書、法第58条第２項、法第59条の２第１項又は法第60条の３第２項ただし書の規定による許可	（１）　省令第１条の３第１項表１に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図 （２）　省令第１条の３第１項表２に規定する日影図
（５）	法第85条第３項、第６項若しくは第７項又は法第87条の３第３項、第６項若しくは第７項の規定による許可	省令第１条の３第１項表１に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図

別表第５（第23条関係）

（令６規則８・一部改正、令７規則26・旧別表第４繰下）

	（あ）　認定の区分	（い）　添付する図書
（１）	法第43条第２項第１号の規定による認定	省令第１条の３第１項表１に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図
（２）	法第44条第１項第３号の規定による認定	（１）　省令第１条の３第１項表１に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図 （２）　申請に係る建築物の主要構造部、道路との区画の方法及び外壁材料の種別を明示した図書 （３）　地区計画又は再開発地区計画の内容を明示した図書
（３）	法第55条第２項、法第57条第１項、法第68条の３第３項、法第68条の５の５第２項又は法第86条の６第２項の規定による認定	（１）　省令第１条の３第１項表１に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図 （２）　省令第１条の３第１項表２に規定する日影図 （３）　方位、縮尺、高低差及び断面図の位置を明示した敷地断面図（申請に係る敷地に高低差がある場合に限る。）
（４）	法第52条第６項第３号、法第68条の３第１項若しくは第２項、法第68条の４、法第68条の５の２、法第68条の５の５第１項、法第68条	省令第１条の３第１項表１に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図

	の５の６又は政令第131条の２第２項若しくは第３項の規定による認定	
（５）	政令第137条の12第６項若しくは第７項又は政令第137条の16第２号の規定による認定	（１）　省令第１条の３第１項表１に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図 （２）　省令第１条の３第１項表２に規定する既存不適格調書

様式第1号(第2条関係)

工場・事業・危険物調書

建築主	住所		※確認済証交付番号	第　　号	
	氏名		※確認済証交付年月日	年　月　日	
設計者	資格	(　　)建築士(　　)登録第　　号			
	氏名				
敷地の位置	地名地番				
	用途地域		地域地区		

工場関係	業種				作業場床面積			
	工場の種類名等				申請部分			
	搬入時の原料名				申請以外の部分			
	一日の処理量				合計			
	製品名				一日の製品量			
	機械の種類	機械の台数			原動機の出力(kw)			
		新(増)設	既設	合計	新(増)設	既設	合計	
	合計							
	容器等の容量	新(増)設		既設		合計		
	作業方法							

危険物関係		種類	用途	最大貯蔵量	最大処理量
	申請部分				
	申請以外の部分				
	合計				
	建物別概要 申請部分				
	建物別概要 申請以外の部分				
	建物別概要 合計				

備考	

(注)　1　※印欄は、記入しないでください。
2　「工場の種類名等」欄には、工場の種類等を把握することができるように記入してください。
3　「作業方法」欄には、作業工程順に従って具体的に記入してください。
4　「備考」欄には、工場にあっては創立年月日、過去の確認、許可、工員数等を、危険物にあって政令第116条第3項の規定に該当する場合は、同項により算出した数値等を記入してください。

様式第２号(第２条関係)

既存不適格調書（全体概要）

年　　月　　日作成

建築主	住　所	
	氏　名	
調　書 作成者	住　所	
	氏　名	
資　　格	（　　）建築士　（　　）登　　録　　第　　号	
建築士事務所名	（　　）知事登録　　第　　号	

現　在　の　状　況

申請敷地の地名地番		都市計画区域内・外			
用　途　地　域		市街化区域・調整区域			
その他の地域・地区		敷　地　面　積			
主　要　用　途		延　べ　面　積		階数	
構　　造		高　　さ		棟数	

当該申請に係る増築等以前に行われた増築、改築、修繕、模様替、用途変更又は除却に係る工事（以下「既往工事」という。）の履歴（※書ききれない場合は、適宜用紙を追加してください。）

	工事種別	工事着工 年月日	建築確認通知 番号・年月日	完了検査済証 番号・年月日	工事概要（※１）
新築時	新築				
第1回目					
第2回目					

建築基準法第3章の規定（集団規定）について、既存不適格となっている規定、その建築物の部分及び基準時等（※２）

政令第137条の７～政令第137条の12までの規定のうち、該当する規定	該当規定	基準時	既存不適格建築物の部分及びその概要
用途地域等関係（※３）			
容積率関係			
準防火地域関係			
その他			

※１　この調書に棟別概要の調書をあわせて添付してください。

※２　集団規定に係るものは当該欄に記載し、単体規定に係るものは棟別概要の調書に記載してください。

※３　用途地域にかかる場合には、別添の基準時調書が必要です。

既存不適格調書（棟別概要）

新築時の概要（棟名：＿＿＿＿＿＿＿＿　）

新　　築	工事着手日	年　月　日	工事完了日	年　月　日		
建築確認日	年　月　日	検査済証発行日	年　月　日			
建築確認番号	第　　号	検査済証番号	第　　号			
用　　途		建築面積	㎡	構　造	造	
工事後の高さ等	最高高さ　m	軒の高さ　m	床面積	㎡	階数等	地上　階 地下　階

既往工事（増築・改築・修繕・用途変更・除却）の履歴　（１回目　）

工事種別		工事着手日	年　月　日	工事完了日	年　月　日	
建築確認日	年　月　日	検査済証発行日	年　月　日			
建築確認番号	第　　号	検査済証番号	第　　号			
用　　途		建築面積	㎡	構　造	造	
工事後の高さ等	最高高さ　m	軒の高さ　m	全体床面積	㎡	階数等	地上　階 地下　階
			対象床面積（※４）	㎡		

既往工事（増築・改築・修繕・用途変更・除却）の履歴　（２回目　）

工事種別		工事着手日	年　月　日	工事完了日	年　月　日	
建築確認日	年　月　日	検査済証発行日	年　月　日			
建築確認番号	第　　号	検査済証番号	第　　号			
用　　途		建築面積	㎡	構　造	造	
工事後の高さ等	最高高さ　m	軒の高さ　m	全体床面積	㎡	階数等	地上　階 地下　階
			対象床面積（※４）	㎡		

建築基準法第3章を除く規定（単体規定）について、既存不適格となっている規定、その建築物の部分及び基準時等

既存不適格の規定	基準時	不適格となった理　由	既存不適格の具体的な内容
①	年　月　日		
②	年　月　日		
③	年　月　日		

この調書には、配置図、平面図、及びその他の必要図書等の添付が必要ですので、必ず必要事項をご確認ください。

※４　除却の場合は、除却した床面積を記入してください。

作成にあたっての必要事項

１．現況の建築物の状態等が分かる図書等に既存不適格部分、既存不適格となっている規定および基準時を明記してください。

２．既存建築物の平面図及び配置図に既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に、各既往工事に係る建築物の部分が分かるように示してください。

３．全体概要に棟別概要の調書をあわせて添付してください。

４．用途地域にかかる既存不適格建築物については、別添の基準時調書を添付してください。

５．新築又は増築等の時期を示す書類を添付してください。

新築及び当該申請以前の過去の増築等時の検査済証（写し）を添付してください。

上記書類がない場合にあっては、建築主事又は指定確認検査機関が新築又は増築等を行った時点が明らかにされていると認めることができる書類が必要となります。

６．当該建築物の用途・規模等に応じ、基準時以前の技術的基準への適合を確かめるために必要な図書等の提出を求める場合があります。

７．既存不適格調書以外に必要な図書等について

建築基準法施行令（以下「令」という。）第137条の２から令第137条の16までの規定に適合することを確認する図書等を添付してください。特に、令第137条の２の規定の適用を受ける場合にあっては、以下の（１）から（４）までに掲げる必要な図書等を添付してください。

（１）　構造計算書

（２）　釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準に適合することを示す図書等（令第42条、令第43条、令第46条等関係（法第20条第４号に掲げる建築物のうち木造のものの場合））

（３）　既存部分の耐震診断書（構造耐力上主要な部分が新耐震基準に適合するものであることを確認することにより耐震診断を行う場合には、写真等により構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化の状況を確認すること。）

（４）　平成17年国土交通省告示第566号各号の規定に適合することの確認するために必要な図書等

８．その他

建築士以外の方が本調書等の作成を行った場合には、当該図書等と建築物の現況の整合を現地確認する場合があります。

別添

基準時調書

建築主	住所		※確認済証交付番号	第　　号
	氏名		※確認済証交付年月日	年　月　日
設計者	資格	(　　)建築士(　　)登録第　　号		
	氏名			
敷地の位置	地名地番			
	用途地域		その他の区域・地域地区	
主要用途				
建築物の新設年月日		年　月　日	適合しない条項	
基準時年月日		年　月　日		

				(a) 基準時の数値	(b) 本申請までの増減	(c)本申請 申請による増	(c)本申請 申請による減	(d) (a)＋(b)＋(c)	(e) (d)／(a)
1 敷地面積				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
2 建築面積				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
3 延べ面積				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
4 床面積・原動機の出力・機械の台数・容器等の容量	ア 法第48条	工場	作業場	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
			非作業場	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
			合計	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
			原動機の出力	kw	kw	kw	kw	kw	
			機械の台数	台	台	台	台	台	
			容器等の容量	l	l	l	l	l	
		危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
		その他の用途	(　　)	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
			(　　)	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
		危険物	名称						
			容量						
			名称						
			容量						
	イ 法第　条不適格建築物								
	ウ 法第　条不適格建築物								
5 工事種別				増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替・移転					
6 備考									

(注)　1　※印欄は記入しないでください。

2　(b)欄に減少部分(除却部分)があるときは、△印を付けてその数字を明記してください。また、増減の時期を「備考」欄に記入してください。

3　法第61条の適用を受けない建築物にあっては外壁、軒裏の構造を「備考」欄に記入してください。

様式第２号の２（第２条関係）

桑名市長島町厚生地区建築条例適合調書（□確認申請・□完了検査）

本調書に記載の事項は、事実に相違ありません。

建築主		住所		
		氏名		
設計者		資格	（　　）建築士（　　）登録第　　号	
		住所・氏名		
工事監理者		資格	（　　）建築士（　　）登録第　　号	
		住所・氏名		
工事施工者		住所		
		氏名		
所有者等（管理者、使用者又は占有者）		住所		
		氏名		
建築物の概要	敷地の位置			
	建築物名称			
	建築物用途		主要用途（　　）、棟数（　　）、棟別用途（　　）	
	建築物規模		延べ面積（㎡）、建築面積（㎡）、階数（地上階、地下階）	
	建築物構造		□鉄筋コンクリート造、□鉄骨造、□木造、□その他（　）	
	工事の種別		□新築、□増築、□その他（　　）	
条例に係る事項			条例について適合性を示す内容	左記内容を示す添付図書等
条例第３条	□　第１号（保養所等）			
	□　第２号（温泉供給施設）			
条例第４条	□　第１号（外壁）			
	第２号開口部	□　ア（窓・出入口）		
		□　イ（排気口・給気口等）		
	□　第３号屋外設備			
	□本文ただし書適用	（※１）計画数値	規則第２条第２項の規定による騒音測定点及び値	左記騒音測定点及び数値内容を示す図書等
		次の時間以外（50dBを超えないこと）		
		午前８時～午後７時（55dBを超えないこと）		
		午後10時～翌日午前６時（45dBを超えないこと）		
		（※２）完了	規則第２条第２項の規定による騒音測定点及び値	左記騒音測定点及び測定内容を示す図書等
		次の時間以外（50dBを超えないこと）		

		数値	午前８時～午後７時 （55dBを超えないこと）		
			午後10時～翌日午前６時 （45dBを超えないこと）		
・備考（変更箇所等）					

（注意）

(1)　この様式において、条例とは桑名市長島町厚生地区建築条例を、規則とは桑名市長島町厚生地区建築条例施行規則を示すものとする。

(2)　「□」には、該当する事項にチェックしてください。

(3)　（※１）には、条例第４条本文ただし書の規定を適用する計画の建築物について、計画数値を記入し、計算結果（音源の値、測定点、測定点までの距離による減衰計算値（音源と測定点の間に遮音壁等がある場合には、その減衰量を含む。）の計算根拠）を示す図書を別に添付してください。

(4)　（※２）は、条例第４条本文ただし書の規定を適用し完成した建築物について、測定数値を記入し、測定結果（音源の値、測定点、測定点の値、測定方法、状況写真等の測定根拠）を示す図書を別に添付してください。

(5)　条例第３条及び第４条に適合することを示す図書を別に添付してください。

(6)　備考欄は、直前の確認を受けた日以降において申請に係る計画に変更が生じた場合（当該調書の記載事項に変更を生じた場合を含む。）に、変更箇所等を記入してください。

様式第２号の３（第２条関係）

桑名市商業業務誘導地区建築条例適合調書（□確認申請・□完了検査）

本調書に記載の事項は、事実に相違ありません。

建築主	住所	
	氏名	
設計者	資格	（　　）建築士（　　）登録第　　号
	住所	
	氏名	
工事監理者	資格	（　　）建築士（　　）登録第　　号
	住所	
	氏名	
工事施工者	住所	
	氏名	
所有者等（管理者、使用者又は占有者）	住所	
	氏名	

建築物の概要	敷地の位置					
	建築物の名称					
	敷地面積	㎡	建築面積	㎡	延べ床面積	㎡
	商業業務用途の設置等制限対象となる特定建築物又は建築物の概要					
	建築面積	㎡		延べ床面積	㎡	
	商業業務用途の設置階	階	階	階		
	階別設置面積	㎡	㎡	㎡		
	商業業務用途設置面積の合計	㎡				
	工事の種別	□新築　□増築　□改築　□用途変更　□その他（　　）				

条例適用条項		適用内容	左記内容を示す添付図書等
条例第４条	□第１項 □第２項	□建築面積の２分の１以上 □延べ面積の 10 分の１以上	（※１）
	□ただし書き	施行規則第２条 □第１号　□第２号　□第３号　□第４号	
条例第５条	□第１項	□第１号　□第２号　□第３号	
	□第２項	□大規模の修繕　□大規模の模様替	
	□第３項	施行規則第３条 □第１号　□第２号　□第３号	
備考（変更箇所等）		（※２）	（※１）

（注意）

(1)　この様式において、条例とは桑名市商業業務誘導地区建築条例（平成 29 年桑名市条例第 78 号）を、施行規則とは桑名市商業業務誘導地区建築条例施行規則（平成 29 年桑名市規則第 43 号）をいう。

(2)　「□」には、該当する事項にチェックをしてください。

(3)　（※１）は、確認審査又は完了検査の際に適用内容を示す図書等名称を記入し、図書等は別に添付してください。

(4)　（※２）は、直前の確認を受けた日以降において申請に係る計画に変更が生じた場合（当該調書の記載事項に変更を生じた場合を含む。）に、変更箇所等を記入してください。

様式第3号(第2条関係)

<table>
<tr><td colspan="2">浄　化　槽　調　書</td><td colspan="3">※確認済証交付年月日　　年　　月　　日
※確認済証交付番号　　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">1　設置者の住所及び氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)</td><td colspan="3">TEL(　　)　　—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　設計者</td><td>資　格</td><td colspan="3">(　　)建築士(　　)登録第　　号</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">3　設置場所の地名及び番地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">4　種　類</td><td colspan="3">①　国土交通大臣型式認定浄化槽(浄化槽法第13条)
名称　　認定番号
認定年月日
②　国土交通大臣の構造方法等の認定を受けた浄化槽
名称　　認定番号
認定年月日
＊　上記のうち国土交通大臣型式適合認定を受けたものは、認定番号、認定年月日を記入
認定番号
認定年月日
③　その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">5　処　理　方　式</td><td colspan="3">①分離接触ばっ気　②嫌気ろ床接触ばっ気
③脱窒ろ床接触ばっ気　④回転板接触　⑤接触ばっ気
⑥散水ろ床　⑦長時間ばっ気　⑧標準活性汚泥
⑨その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">6　処　理　の　対　象</td><td colspan="3">①し尿及び雑排水　②し尿のみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">7　当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積</td><td colspan="3">用　途　〔名称　　〕
延べ面積　　m^2</td></tr>
<tr><td colspan="2">8　処理対象人員及び算定根拠</td><td colspan="3">人
算定根拠　：</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">9　処　理　能　力</td><td>ア　日　平　均　汚　水　量</td><td>m^3／日</td></tr>
<tr><td>イ　生物化学的酸素要求量の除去率</td><td>%</td></tr>
<tr><td>ウ　放流水の生物化学的酸素要求量</td><td>mg／l</td></tr>
<tr><td colspan="2">10　放流先又は放流方法</td><td colspan="3">①側溝　②河川　③湖沼　④海域　⑤地下浸透
⑥その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">11　工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号</td><td colspan="3">氏名又は名称
登　録　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">12　着　工　予　定　年　月　日</td><td>年　月　日</td><td>13　使用開始年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">14　その他特記すべき事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

(注)　(1)　※印欄は、記入しないでください。
(2)　4欄、5欄、6欄及び10欄は、該当する事項を○で囲んでください。
(3)　9欄の日平均汚水量は算定根拠を別紙添付してください。
(4)　14欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合には、その使用予定人員を記入してください。

様式第４号(第４条関係)

追　加　説　明　書

確認審査等に関する指針（平成19年６月20日国土交通省告示第835号）第１第５項第３号ロに規定する追加説明書を提出します。この説明書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（宛先）建築主事等

年　　月　　日

建築主等氏名

住所

設計者氏名

≪　概　要　≫

【受付番号】第　　号

【申請年月日】　　年　　月　　日

【地名地番】三重県桑名市

【主要用途】

【備　考】

（注）

(1)　建築基準法第６条第７項の規定による適合するかどうかを決定することができない正当な理由書の回答欄へ回答し、添付図書名を記入してください。

(2)　確認申請書において指摘のあった事項について、この説明書に関係図書を添付し、２部提出してください。

※　受　付　欄

様式第5号(第5条関係)

取　下　げ　届

年　月　日

(宛先)桑名市長

(宛先)建築主事等

申請者　住　所

氏　名

次の申請を取下げたいので届け出ます。

<table>
<tr><td>申請の種類</td><td></td><td>申請年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>建築主住所氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>代理者住所氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>敷地の地名地番</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>建築物の主要用途</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>取下げの理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td colspan="2">氏　名
住　所
電　話</td><td>※　受付欄</td></tr>
<tr><td colspan="2">※　備　考
年　月　日台帳及び関係書類変更済み
年　月　日</td><td></td></tr>
</table>

(注)　※印欄は、記入しないでください。

様式第6号(第6条関係)

工　事　取　り　や　め　届

年　　月　　日

(宛先)桑名市長

(宛先)建築主事等

建築主等　　住　所

氏　名

下記に係る工事は取りやめたので届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="3">処分の内容</td><td>条　　項</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>処　分　日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>処　分　番　号</td><td colspan="5">第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">取りやめ期日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">建　築　場　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主　要　用　途</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">届出内容</td><td>用　　途</td><td>工　事　種　別</td><td colspan="2">建　築　面　積</td><td colspan="2">延　べ　面　積</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td colspan="4">氏　名
住　所
電　話</td><td colspan="2">※　　受付欄</td></tr>
<tr><td colspan="4">※　　備　　考</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

(注)　※印欄は、記入しないでください。

様式第7号(第6条関係)

工事取りやめ報告書

年　　月　　日

(宛先)桑名市長

指定確認検査機関名
代表者名　　㊞

下記に係る工事を取りやめたことを知りましたので報告します。

処分の内容	条項				
	処分日	年　　月　　日			
	処分番号	第　　号			
取りやめ期日		年　　月　　日			
建築場所					
主要用途					
報告内容	用途	工事種別	建築面積	延べ面積	
備考					

※　備考	※　受付欄

(注)　※印欄は、記入しないでください。

様式第8号(第7条関係)

記　載　事　項　等　変　更　届

年　　月　　日

(宛先)建築主事等

建築主等　住　所

氏　名

下記に係る工事は、別記の理由により申請書記載事項を変更したので届け出ます。

<table>
<tr><td>確認済証
交付番号</td><td colspan="2">第　　号</td><td>確認済証
交付年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">新たな
建築主等の
住所・氏名
名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">新たな
代理者の
住所・氏名等</td><td>資格
氏名</td><td colspan="3">(　　)建築士(　　)登録第　　号</td></tr>
<tr><td>建築士
事務所名</td><td colspan="3">(　　)建築士事務所(　　)知事登録第　　号</td></tr>
<tr><td>所在地
電話番号</td><td colspan="3">〒　　—
電話番号(　　)　　—</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">新たな
工事監理者の
住所・氏名等
□　代表となる工事監理者
□　その他の工事監理者
※該当する事項にチェックしてください。</td><td>資格
氏名</td><td colspan="3">(　　)建築士(　　)登録第　　号</td></tr>
<tr><td>建築士
事務所名</td><td colspan="3">(　　)建築士事務所(　　)知事登録第　　号</td></tr>
<tr><td>所在地
電話番号</td><td colspan="3">〒　　—
電話番号(　　)　　—</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">新たな
工事施工者の
住所・氏名等</td><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>営業所名</td><td colspan="3">建設業の許可(　　)第　　号</td></tr>
<tr><td>所在地
電話番号</td><td colspan="3">〒　　—
電話番号(　　)　　—</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">その他</td><td>新</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>旧</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">変更理由</td><td colspan="2">※　受付欄</td></tr>
<tr><td colspan="4" rowspan="4">
連絡先　氏名
住所
電話</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4">※　備　考</td></tr>
<tr><td colspan="4">年　月　日台帳及び関係書類変更済み
年　月　日</td></tr>
</table>

(注)　(1)　※印欄は、記入しないでください。

(2)　変更後の内容を記載した「建築計画概要書」又は「築造計画概要書」を添付してください。

様式第9号(第7条関係)

報 告 事 項 変 更 報 告 書

年　　月　　日

(宛先)桑名市長

指定確認検査機関名
代 表 者 名　　㊞

下記に係る工事について、建築基準法第6条の2第5項又は第18条第18項の規定による報告事項に変更があったことを知りましたので報告します。

<table>
<tr><td>確認済証
交付番号</td><td colspan="2">第　　号</td><td>確認済証
交付年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">新たな
建築主等の
住所・氏名
名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">新たな
代理者の
住所・氏名等</td><td>資格
氏名</td><td colspan="3">(　　)建築士(　　)登録第　　号</td></tr>
<tr><td>建築士
事務所名</td><td colspan="3">(　　)建築士事務所(　　)知事登録第　　号</td></tr>
<tr><td>所在地
電話番号</td><td colspan="3">〒　　—
電話番号(　　)　　—</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">新たな
工事監理者の
住所・氏名等
□ 代表となる工事監理者
□ その他の工事監理者
※該当する事項にチェックしてください。</td><td>資格
氏名</td><td colspan="3">(　　)建築士(　　)登録第　　号</td></tr>
<tr><td>建築士
事務所名</td><td colspan="3">(　　)建築士事務所(　　)知事登録第　　号</td></tr>
<tr><td>所在地
電話番号</td><td colspan="3">〒　　—
電話番号(　　)　　—</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">新たな
工事施工者の
住所・氏名等</td><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>営業所名</td><td colspan="3">建設業の許可(　　)第　　号</td></tr>
<tr><td>所在地
電話番号</td><td colspan="3">〒　　—
電話番号(　　)　　—</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">その他</td><td>新</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>旧</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4">変更理由</td><td colspan="2">※ 受付欄</td></tr>
<tr><td colspan="4">※ 備考
年　月　日台帳及び関係書類変更済み
年　月　日</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

(注) (1) ※印欄は、記入しないでください。

(2) 変更後の内容を記載した「建築計画概要書」又は「築造計画概要書」を添付してください。

様式第９号の２（第７条の３関係）

中間検査の申請に関する工事監理報告書

（構造　＿＿＿＿＿＿造）

年　　月　　日

（宛先）建築主事等

工事監理者（　　）　建築士　（　　）登録　第　　号

（　　）建築士事務所（　　）登録　第　　号

建築士事務所名

住　所

氏　名

連絡先　　電話（　　）　　－

下記建築物の特定工程までの工程については、適切に工事監理を行い、建築基準関係規定に適合することを確認していますので、報告します。

建築確認番号 年　　月　　日	第　　号 年　　月　　日
建築主氏名	
建築場所	
建築物の用途	

様式第10号(第9条関係)

手 数 料 減 免 申 請 書

年　　月　　日

(宛先)桑名市長

住　所
申 請 者 氏　名
連絡先　電話(　　)　—

次のとおり手数料の減額(免除)を受けたいので、申請します。

建 築 主	住　所	
	氏　名	電話
手 数 料 の 名 称		
手 数 料 の 額		円
減 免 申 請 の 額		円
減 免 申 請 の 理 由		
敷 地 の 地 名 地 番		
建 築 物 の 主 要 用 途		
工　事　種　別		
申請建築物の延べ面積		m^2
従前建築物の延べ面積		m^2
そ の 他 参 考 事 項		

※　備　考	※　受 付 欄

(注)　※印欄は、記入しないでください。

様式第11号(第11条関係)

調査結果表（７上記以外の調査項目）

		氏　名	調査者番号
当該調査に関与した調査者	代表となる調査者		
	その他の調査者		

番号	調　査　項　目			調査結果			担当調査者番号
				指摘なし	要是正	既　存不適格	
4	建築物の内部						
付4(1)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下この表において同じ。）又は戸（令第112条第19項第２号に掲げる戸に限る。以下この表において同じ。）		常閉防火扉の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
付4(2)			常閉防火扉の取付けの状況				
付4(3)			常閉防火扉の扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
付4(4)			常閉防火扉の固定の状況				
付4(5)			人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況				
付4(6)	居室の採光及び換気		換気設備の作動の状況				
付4(7)			換気の妨げとなる物品の放置の状況				
5	避難施設等						
付5(1)	段階	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況				
付5(2)	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況				
付5(3)		排煙設備	排煙設備の作動の状況				
付5(4)	その他の設備等	非常用エレベーター	乗降ロビー等の排煙設備の作動状況				
付5(5)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況				
付5(6)			照明の妨げとなる物品の放置状況				

特記事項

番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

（注意）

① 当該参考様式は、平成20年告示第282号第２の規定により桑名市が追加した調査項目について、７「上記以外の調査項目」欄に記載する内容を、別紙で記載するための様式です。必ずしもこれによる必要はありませんが、この様式を使用する場合は、別記第１号様式の７に「別記様式による」と記載し、以下の②から⑪に乗じて調査結果等を記入してください。

② この書類は、特定建築物等ごとに作成してください。

③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

④ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の２様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が１人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。

⑤ 該当しない調査項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当調査者番号」欄に「―」を記入してください。

⑥ 「調査結果」欄は、別表第2（あ）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。

⑦ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第2（あ）欄に掲げる調査項目について（う）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項に規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑩ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が１人の場合は、記入不要です。

⑪ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

⑫ 配置図及び各階平面図を省令第5条第3項の規定による別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。

⑬ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を省令第5条第3項の規定による別添2様式に従い添付してください。

様式第12号(第15条関係)

(表面)

建築基準法第12条第5項の規定による

報　　告　　書

年　　月　　日

(宛先)桑名市長
(宛先)建築主事等
(宛先)建築監視員

住　所
報告者　氏　名
連絡先　電話(　　)　　—
資　格

建築基準法第12条第5項の規定による報告をします。この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

建築主	住所				
	氏名	電話			
設計者	住所				
	氏名	電話			
	資格				
工事監理者	住所				
	氏名	電話			
	資格				
工事施工者	住所				
	氏名	電話			
敷地の位置	地名地番	桑名市			
	用途地域		法第22条地域	内・外	
	防火地域	防火地域・準防火地域	都市計画区域	内・外	
用途	主要用途		棟別用途		
工事種別等		棟別工事種別		構造	

	報告部分	既設部分	合計	敷地と面積の比
敷地面積	㎡	㎡	㎡	建蔽率　％
建築面積	㎡	㎡	㎡	容積率　％
延べ面積	㎡	㎡	㎡	

不適法部分の是正計画	是正予定　　年　　月　　日 (不適法部分がない場合は、日付記入不要)
※消防関係意見欄	
※行政庁記載欄	第　　号　　年　　月　　日受理　　※受付欄 指示事項

(注)　※印欄は、記入しないでください。

（裏面）

報告事項	報告事項の概要 （違法、不適法の検討結果）	是正方法 （不適法部分がある場合）
報告者の総合所見		

様式第13号(第16条関係)

延焼防止上支障がないことの認定申請書

年　　月　　日

(宛先)桑名市長

住　所
報告者　氏　名
連絡先　電話(　　)　　—
資　格

建築基準法施行令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による建築物の認定を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">設計者</td><td>住　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="4">電話</td></tr>
<tr><td>資　格</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">敷地</td><td>地名及び地番</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>用途地域</td><td></td><td>地域地区</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主要用途</td><td></td><td>申請部分の用途</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物</td><td>構造</td><td></td><td>階数</td><td colspan="2">地上　階、地下　階</td></tr>
<tr><td>最高の高さ</td><td>m</td><td>軒の高さ</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事種別</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>申請部分</td><td>申請以外の部分</td><td>合計</td><td rowspan="2">敷地面積との比</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積</td><td></td><td></td><td>m²</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">延べ面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">外壁及び軒裏の構造</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">※認定番号</td><td>第　　号</td><td>※認定年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">※　備　考</td><td colspan="2">※　受付欄</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

(注)　※印欄は、記入しないでください。

様式第14号(第20条関係)

(表面)

道路位置指定(変更・廃止)申請書

年　　月　　日

(宛先)桑名市長

住　所
申請者　氏　名
連絡先　電話(　　)　　—

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定(変更・廃止)を、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="2">代理者</td><td>住　所</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="8">電話</td></tr>
<tr><td rowspan="2">図書作成者</td><td>住　所</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="8">電話</td></tr>
<tr><td colspan="10">道路築造(変更・廃止)計画書</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路にする土地の地名及び地番</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">道路に接する土地の地名及び地番</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">既に指定を受けた道路の指定年月日及び指定番号</td><td colspan="3">年　月　日
第　　号</td><td colspan="2">変更・廃止しようとする道路の指定年月日及び指定番号</td><td colspan="3">年　月　日
第　　号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">申請道路</td><td>道路の番号</td><td>幅員</td><td>延長</td><td colspan="2">関係地番</td><td>道路の番号</td><td>幅員</td><td>延長</td><td>関係地番</td></tr>
<tr><td></td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2"></td><td></td><td>m</td><td>m</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2"></td><td></td><td>m</td><td>m</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2"></td><td></td><td>m</td><td>m</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2"></td><td></td><td>m</td><td>m</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">標示の方法</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更・廃止の場合の理由</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

※　指定証欄	※受付欄
第　　号 この申請のとおり指定(変更・廃止)します。 年　　月　　日 桑名市長　　印	

(注)　※印欄は、記入しないでください。

（裏面）

承　　諾　　書

別添図面のとおり、道路の位置の　指定／変更／廃止　を承諾します。

申請者　　様

関係地番	権利の種別	関係者		同意年月日	印
		住所		年　月　日	
		氏名			
		住所		年　月　日	
		氏名			
		住所		年　月　日	
		氏名			
		住所		年　月　日	
		氏名			
		住所		年　月　日	
		氏名			
		住所		年　月　日	
		氏名			
		住所		年　月　日	
		氏名			
		住所		年　月　日	
		氏名			
		住所		年　月　日	
		氏名			
		住所		年　月　日	
		氏名			
備　　考					

様式第15号(第24条関係)

(1面)

安全計画書・工事計画書

1　工事計画概要		
(1)　工　事　名　称		
(2)　工　事　場　所		
(3)　工　事　種　別		
(4)　建　築　概　要	ア　用　　途	
	イ　構　　造	
	ウ　高　　さ	軒の高さ　　m・最高の高さ　　m
	エ　階　　数	地上　　階・地下　　階・塔屋　　階
	オ　建築面積	m^2
	カ　延べ面積	m^2
(5)　昇降機・建築設備又は工作物の概要		
2　仮使用認定申請部分又は工事中の使用部分		
(1)　仮使用部分		
(2)　用　　途		
(3)　申　請　面　積	概ね　　m^2	
(注　意)　別添図面に、仮使用部分は「黄緑色」で、工事中の使用部分は「黄緑色斜線」で表示してください。		

(2面)

3　基本的な施工計画	
(1)　工事施工手順の概要(概念図)	
(2)　工事区画の位置及び構造	別添図面(工事区画の位置は朱線で)に表示
(3)　工　事　工　程	別添工事工程表に表示
(4)　工事用資材等の搬入及びその管理方法	

4　工事により機能の確保に支障を生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等

種類		箇所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管理の方法
(1)避難施設等	ア　廊下その他の通路 イ　直通階段等 ウ　地下道等 エ　スプリンクラー設備等 オ　排煙設備 カ　非常用の照明装置 キ　非常用の昇降機 ク　防火区画				
(2)その他の安全施設等	ア　消防用設備等（1に含まれるものを除く。） イ　非常用の進入口 ウ　その他				

5　出火危険防止(火災発生のおそれのあるものに限る。)

種類		集積又は設置方法	管理の方法
(1)火気使用			
(2)危険物等	ア　危険物		
	イ　可燃性工事用資材		
(3)機械器具			

6　防火管理体制		
(1)　火災予防対策	工事部分の対策及び組織	
	使用部分の対策及び組織	
(2)　災害発生時の対策及び自衛消防組織		
(3)　使用部分と工事部分の相互の連絡体制		
(4)　教育・訓練の実施状況		

様式第16号(第25条関係)

保存建築物指定申請書

年　　月　　日

(宛先)桑名市長

住　所
申請者　氏　名
連絡先　電話(　　)　　—

建築基準法第3条第1項第3号の規定による建築物の指定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

<table>
<tr><td rowspan="2">建築主</td><td>住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="5">電話</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理者</td><td>住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="5">電話</td></tr>
<tr><td rowspan="4">敷地の位置</td><td>地名地番</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>用途地域</td><td colspan="2"></td><td>工事種別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>防火地域</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">地域地区</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主要用途</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>申請部分</td><td>申請以外の部分</td><td>合計</td><td colspan="3">敷地面積との比</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td></td><td></td><td>m²</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td colspan="3">%</td></tr>
<tr><td>延べ面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td colspan="3">%</td></tr>
<tr><td>構造</td><td colspan="2">造</td><td>軒の高さ</td><td colspan="3">m</td></tr>
<tr><td>階数</td><td colspan="2">階</td><td>最高の高さ</td><td colspan="3">m</td></tr>
<tr><td>工事着手予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>工事完了予定日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td>現状変更の規制及び保存措置</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>申請理由</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>※指定番号</td><td colspan="2">第　号</td><td>※指定年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">※　備　考</td><td colspan="3">※　受付欄</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

(注)　※印欄は、記入しないでください。

様式第17号(第25条関係)

保存建築物認定申請書

年　　月　　日

(宛先)桑名市長

住　所
申請者　氏　名
連絡先　電話(　　)　　—

建築基準法第3条第1項第4号の規定による建築物の認定を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="2">建築主</td><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4">電話</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理者</td><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4">電話</td></tr>
<tr><td rowspan="4">敷地の位置</td><td>地名地番</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>用途地域</td><td colspan="2"></td><td>工事種別</td><td></td></tr>
<tr><td>防火地域</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">地域地区</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主要用途</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>申請部分</td><td>申請以外の部分</td><td>合計</td><td>敷地面積との比</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積</td><td></td><td></td><td>m²</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">建築面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">延べ面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">構造</td><td colspan="2">造</td><td>軒の高さ</td><td>m</td></tr>
<tr><td colspan="2">階数</td><td colspan="2">階</td><td>最高の高さ</td><td>m</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事着手予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>工事完了予定日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状変更の規制及び保存措置</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">申請理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">※認定番号</td><td colspan="2">第　号</td><td>※認定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">※　備　考</td><td colspan="2">※　受付欄</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

(注)　※印欄は、記入しないでください。

様式第18号(第26条関係)

建 築 協 定 認 可 申 請 書

年　　月　　日

(宛先)桑名市長

住　所
申 請 者 氏　名
連絡先　電話(　　)　　—

建築基準法第70条第1項又は同法第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けたいので申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">1　代表者の住所・氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">2　建 築 協 定 の 名 称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">3　建築協定区域の地名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">4　建築協定区域の面積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">5　有　効　期　間</td><td colspan="4">年　月　日から　年　月　日までの　年　月間</td></tr>
<tr><td colspan="2">6　違反があった場合の措置</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">7　建築物の基準の概要</td><td>ア　敷地に関して</td><td></td><td>オ　形 態 に 関 し て</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>イ　位置に関して</td><td></td><td>カ　意 匠 に 関 し て</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>ウ　構造に関して</td><td></td><td>キ　建築設備に関して</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>エ　用途に関して</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">8　土 地 の 所 有 者 等 の 概 要</td><td rowspan="2">ア　土地の所有権者</td><td colspan="2">建築物の所有を目的とする</td><td rowspan="2">エ　法第77条に規定する建築物の借主</td><td rowspan="2">合　　計</td></tr>
<tr><td>イ　地上権者</td><td>ウ　賃借権者</td></tr>
<tr><td colspan="2">人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="2">9　そ の 他 必 要 事 項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">※　　認　　可　　証　　欄</td><td>※　　受　付　欄</td></tr>
<tr><td colspan="2">第　　号
この申請のとおり認可をします。
年　月　日

桑名市長　　印</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>※　公　告　の　日　付</td><td></td></tr>
</table>

(注)　※印欄は、記入しないでください。

様式第19号(第26条関係)

建築協定(変更・廃止)認可申請書

年　　月　　日

(宛先)桑名市長

住　所
申請者　氏　名
連絡先　電話(　　)　　—

建築基準法第 74/76 条第1項(同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定により建築協定の 変更/廃止 の認可を受けたいので申請します。

1　代表者の住所・氏名						
2　建築協定の認可の日付・認可番号		年　月　日　第　号				
3　建築協定及び建築協定区域の変更の概要	ア　協定の名称	(旧)				
		(新)				
	イ　建築協定区域の地名	(旧)				
		(新)				
	ウ　建築協定区域の面積	(旧)　㎡				
		(新)　㎡				
	エ　有効期間	(旧)　年　月　日から　年　月　日までの　年　月間				
		(新)　年　月　日から　年　月　日までの　年　月間				
	オ　違反があった場合の措置	(旧)				
		(新)				
	カ　建築物の基準	(旧)				
		(新)				
4　土地の所有権者等の人数(上段)及び協定の廃止に合意する土地の所有権者等の人数(下段)		ア　土地の所有権者	建築物の所有を目的とする		エ　法第77条に規定する建築物の借主	合　計
			イ　地上権者	ウ　賃借権者		
		人	人	人	人	人
		人	人	人	人	人
5　4の合計の下段の上段に対する割合		パーセント				

※　認可証欄	※　受付欄
第　号 この申請のとおり変更・廃止の認可をします。 年　月　日 桑名市長　印	
※　公告の日付	

(注)　※印欄は、記入しないでください。

様式第20号(第27条関係)

一人建築協定効力発生届

年　　月　　日

(宛先)桑名市長

住　所
届出者氏名
連絡先　電話(　　)　　—

桑名市建築基準法施行細則第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

認可年月日	年　月　日	認可番号	第　号
建築協定名		協定が効力を生じた日	年　月　日

番号	住所及び氏名	地名及び地番	土地に関する権利の種別	土地の所有権等の取得年月日
1			ア　所有権 イ　地上権 ウ　賃借権	年　月　日
2			ア　所有権 イ　地上権 ウ　賃借権	年　月　日
3			ア　所有権 イ　地上権 ウ　賃借権	年　月　日
4			ア　所有権 イ　地上権 ウ　賃借権	年　月　日
5			ア　所有権 イ　地上権 ウ　賃借権	年　月　日

様式第21号(第28条関係)

借　地　権　消　滅　等　届

年　　月　　日

(宛先)桑名市長

住　所
届　出　者　氏　名
連絡先　電話(　　)　　—

建築基準法第74条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築協定の名称		
建築協定認可年月日		年　　月　　日
建築協定認可番号		第　　号
借地権消滅年月日 (換地処分年月日)		年　　月　　日
所有者	住　所	
	氏　名	電話

※　　備　　考	※受　付　欄

(注)　※印欄は、記入しないでください。

様式第22号(第29条関係)

建　築　協　定　加　入　届

年　　月　　日

(宛先)桑名市長

住　所
届　出　者　氏　名
連絡先　電話(　　)　　—

建築基準法第75条の2第1項又は第2項の規定により、建築協定の加入を次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="3">建築協定の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">建築協定認可年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">建築協定認可番号</td><td colspan="2">第　　号</td></tr>
<tr><td rowspan="4">加入に係る土地の概要</td><td colspan="2">地名地番</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">面積</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">借地権者又は加入者</td><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2">電話</td></tr>
<tr><td colspan="4">※　備　考</td><td>※受付欄</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td></td></tr>
</table>

(注)　※印欄は、記入しないでください。

様式第23号(第33条関係)

予定道路の指定申請書

年　　月　　日

(宛先)桑名市長

住　所
申請者　氏　名
連絡先　電話(　　)　　—

建築基準法第68条の7第1項の規定による予定道路の指定を申請します。

代理者	住　所				
	氏　名	電話			
図書作成者	住　所				
	氏　名	電話			
予定道路の整備計画書					
地区計画等の名称					
予定道路の地名地番					
予定道路の規模	計画延長	m	整備済延長	m	
	幅　員	m			
工事着手予定日	年　月　日	工事完了予定日	年　月　日		
用途地域					
指定を求める理由等					
※指定番号	第　号	※指定年月日	年　月　日		
※　備　考			※　受付欄		

(注)　※印欄は、記入しないでください。

様式第24号(第33条関係)

権　利　関　係　一　覧　表

年　　月　　日

作成者氏名

土　地　の　地　名　及　び　地　番	地　　目	権利の種類	権　利　者　の　氏　名

様式第25号(第33条関係)

同　　意　　書

年　　月　　日

(宛先)桑名市長

住　所
権利者　氏　名　　㊞
連絡先　電話(　　)　　—

私は、　　が、建築基準法第68条の7第1項の規定による予定道路の指定の申請を行うことに、　　年　　月　　日同意いたしました。

私は、建築基準法施行令第136条の2の8に規定する利害関係者として、当該予定道路の敷地となる下記の土地につき、次の権利を有する者です。

記

土地の地名及び地番	地目	面積	権利の種類

様式第１号（第２条関係）
様式第２号（第２条関係）
（令６規則８・全改）
様式第２号の２（第２条関係）
（令７規則26・一部改正）
様式第２号の３（第２条関係）
（令７規則26・全改）
様式第３号（第２条関係）
様式第４号（第４条関係）
（令７規則26・一部改正）
様式第５号（第５条関係）
（令７規則26・一部改正）
様式第６号（第６条関係）
（令７規則26・一部改正）
様式第７号（第６条関係）
様式第８号（第７条関係）
（令７規則26・一部改正）
様式第９号（第７条関係）
（令７規則26・一部改正）
様式第９号の２（第７条の３関係）
（令７規則26・一部改正）
様式第１０号（第９条関係）
様式第１１号（第11条関係）
（令７規則26・追加）
様式第１２号（第15条関係）
（令７規則26・旧様式第11号繰下・一部改正）
様式第１３号（第16条関係）
（令７規則26・旧様式第12号繰下）
様式第１４号（第20条関係）
（令７規則26・旧様式第13号繰下）
様式第１５号（第24条関係）
（令７規則26・旧様式第14号繰下）
様式第１６号（第25条関係）
（令７規則26・旧様式第15号繰下）
様式第１７号（第25条関係）
（令７規則26・旧様式第16号繰下）
様式第１８号（第26条関係）
（令７規則26・旧様式第17号繰下）
様式第１９号（第26条関係）
（令７規則26・旧様式第18号繰下）
様式第２０号（第27条関係）
（令７規則26・旧様式第19号繰下）
様式第２１号（第28条関係）
（令７規則26・旧様式第20号繰下）
様式第２２号（第29条関係）
（令７規則26・旧様式第21号繰下）
様式第２３号（第33条関係）
（令７規則26・旧様式第22号繰下）
様式第２４号（第33条関係）
（令７規則26・旧様式第23号繰下）

様式第２５号（第33条関係）
（令７規則26・旧様式第24号繰下）